

令和7年2月28日

北九州市監査委員 中西 満 信
同 廣 瀬 隆 明

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西 満信、同 廣瀬 隆明、同 村上 幸一（令和7年2月9日任期満了）、同 奥村 直樹（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、保健福祉局、環境局、都市ブランド創造局、上下水道局、子ども家庭局及び区役所のうち放課後児童クラブ事業に係るものの令和5年度及び令和6年度（令和6年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

ただし、都市ブランド創造局のうち、令和5年度定期監査（対象期間：令和5年10月末日まで）で対象となった旧産業経済局の事務、事業については、令和5年11月から令和6年6月末日までを対象とした。

2 監査委員の除斥

奥村直樹監査委員は、松ヶ江北校区放課後児童クラブの運営委員長を務めているため、子ども家庭局及び区役所のうち放課後児童クラブ事業に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

3 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

4 監査の期間

令和6年7月5日から令和7年2月6日まで

ただし、子ども家庭局及び区役所のうち放課後児童クラブ事業に係るものについては、令和6年8月20日から令和7年2月6日まで。

5 監査の結果

(1) 保健福祉局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 物品購入について

(動物愛護センター)

動物愛護センターの物品購入について、予定価格が20万円を超えるものは技術監理局契約課において契約すべきであるが、決裁区分を消費税抜きの予定価格で判断したため、担当課で契約していた。

市事業所長等専決規程及び市副市長以下専決規程（以下「専決規程」という。）では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。

契約課で契約すべきものを担当課で契約することは、専決規程に反するとともに、予算の効率的執行の面からも適切でない。

適正な事務処理をされたい。

(2) 環境局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(3) 都市ブランド創造局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(4) 上下水道局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(営業課)

北九州市上下水道局（以下「北九州市」という。）は、「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に関する基本協定」及び「宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関

する規約」などに基づき、宗像地区事務組合の水道事業に係る水道料金、手数料等の徴収に関する事務（以下「営業事務」という。）を行っている。

北九州市は、営業事務のうち、料金案内業務、検針業務、収納業務などについて、民間事業者に委託し、「宗像地区事務組合上下水道料金等徴収関連業務委託契約（以下「本契約」という。）」を締結している。

本契約仕様書において、検針業務用帳票は、受託事業者がその負担により調達し、管理するものと区分されているにもかかわらず、令和5年10月開始の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」に対応するための検針業務用帳票を作成するため、本契約とは別に「帳票類発注管理業務委託契約（以下「別契約」という。）」を締結し、別契約においても検針業務用帳票を調達、管理することとしていた。

地方自治法では、事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされている。

また、技術監理局が定めた市業務委託要綱では、委託に当たっては、経済性又は能率性の向上が図られることを満たさなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

（5）子ども家庭局のうち放課後児童クラブ事業に係るもの

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

ア その他事務

（ア）事業の管理について

（こども若者成育課）

放課後児童クラブは市内130か所あり、市の委託によりクラブ運営団体が事業を実施している。

令和2年度包括外部監査において、「放課後児童クラブが有する多額の余剰金は不正の温床になりやすいため、余剰金残高の精査を行い、必要に応じて保護者負担金の軽減や委託料の見直しを検討することが望ましい」旨の意見があった。

令和5年度末の余剰金総額を確認したところ、包括外部監査の対象であった令和元年度末の余剰金総額と比べて増加しており、改善が進

んでいない状況が見受けられた。また、余剰金の精査を十分に行っておらず、市が定めた上限額を超える余剰金を持つクラブが複数あり、当該クラブに対する具体的な指導が十分でなかった。

余剰金はクラブ運営団体が所有するものであるが、多額の余剰金が生じている状況は市の事業として望ましいものではないことから、必要以上の余剰金が生じないように、各クラブの余剰金の精査を十分に行い、より適切なクラブ運営の指導に努められたい。

- (6) 区役所のうち放課後児童クラブ事業に係るもの
監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。